平成２２年（フ）第６号
熊本県上益城郡山都町二瀬本30番地
破産者　山口　康高
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２２年（フ）第３３号
熊本県八代市古閑中町2511番地１
破産者　早川　　愛
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第９号
大分県杵築市山香町大字野原1753番地13
破産者　片山　健市
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２２年（フ）第９号
大分県豊後大野市緒方町下自在853番地６
破産者　田北　　愛（旧姓田部）
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所竹田支部

平成１９年（フ）第８３５号
埼玉県深谷市上野台3045番地６　小内コーポ１棟202号、前住所宮崎県児湯郡都農町大字川北16350番地
破産者　土工トミ子
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１４号
宮崎市月見ケ丘７丁目12番５号
破産者　前田　眞路
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１５号
宮崎市月見ケ丘７丁目12番５号
破産者　前田喜美世（旧姓湊）
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

更生計画認可

平成２１年（ミ）第４号
東京都杉並区上井草３丁目12番12号
更生会社　株式会社オネスト
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件更生計画を認可する。
3　理由の要旨　管財人から提出され、可決された更生計画は、法定の要件を具備している。
4　更生計画の要旨
第１章　更生計画立案までの経緯
第１節　更生手続開始に至った経緯（省略）
第２節　会社更生手続開始後の経過（省略）
第２章　更生計画の概要
第１節　残資産の早期処分（省略）
第２節　更生計画の骨子（省略）
第３章　更生債権等に対する権利の変更と弁済方法等
第１節　更生担保権の権利の変更と弁済方法
第１　他の担保権から変更された預金等質権に係る更生担保権
１　確定債権
確定更生担保権　　11,477,450円
別表８
債権者数　２名
２　権利の変更及び弁済方法
他の担保権から変換された預金等質権に係る更生担保権は、確定更生担保権額全額を、更生計画認可決定確定後３ヶ月を経過する日までに一括弁済する。
なお、同じく預金等質権の被担保債権たる一般更生債権についても、その全額を、更生計画認可決定確定後３ヶ月を経過する日までに一括弁済する。
第２　所有権留保に係る更生担保権
１　確定債権
確定更生担保権　　2,630,852円
別表９－１及び９－２
債権者数　４名
２　権利の変更及び弁済方法
⑴　別表９－１「更生担保権弁済計画表（所有権留保：代物弁済型）」記載の更生担保権について
別表９－１「更生担保権弁済計画表（所有権留保：代物弁済型）」記載の更生担保権は、更生担保権者が更生計画認可決定確定後２ヶ月を経過する日までに書面による意思表示により選択することにより（期限内に選択がない場合には下記①を選択したものとみなす。）、①確定更生担保権額全額を更生計画認可決定確定後４ヶ月を経過する日までに一括弁済するか、又は②更生計画認可決定確定後４ヶ月を経過する日までに更生担保権の弁済に代えて当該担保権の目的物を更生担保権者に代物弁済する。但し、更生担保権者が②の方式を選択した場合であっても、担保目的物が紛失・消滅等して管財人に担保目的物の管理処分権がない場合及び代物弁済を行うために更生会社が過分の費用を負担する場合等の合理的な理由により代物弁済をすることができないと管財人が判断した更生担保権については、①の方式によるものとする。
⑵　別表９－２「更生担保権弁済計画表（所有権留保）」記載の更生担保権について
別表９－２「更生担保権弁済計画表（所有権留保）」記載の更生担保権は、確定更生担保権額全額を更生計画認可決定確定後３ヶ月を経過する日までに一括弁済する。
第３　リースに係る更生担保権
１　確定債権
確定更生担保権　　6,650円
別表10
債権者数　５名
２　権利の変更及び弁済方法
別表10「更生担保権弁済計画表（リース：代物弁済型）」記載の更生担保権は、更生担保権者が更生計画認可決定確定後２ヶ月を経過する日までに書面による意思表示により選択することにより（期限内に選択がない場合には下記②を選択したものと見なす。）、①確定更生担保権額全額を、更生計画認可決定確定後４ヶ月を経過する日までに一括弁済するか、又は②更生計画認可決定確定後４ヶ月を経過する日までに更生担保権の弁済に代えて当該担保権の目的物（対象物件の使用権）を更生担保権者に代物弁済する。但し、更生担保権者が②の方式を選択した場合であっても、対象物件について管財人に管理権限がない場合及び代物弁済を行うために更生会社が過分の費用を負担する場合等の合理的な理由により代物弁済をすることができないと管財人が判断した更生担保権については、①の方式によるものとする。
なお、リースに係る更生担保権における代物弁済は、更生担保権者に当該対象物件の占有を移転（指図による占有移転及び占有改定を含む。）したときにその効力を生じる。
第２節　優先的更生債権の権利の変更と納付・弁済方法
第１　租税等
１　届出債権は、以下の通りである。
届出債権額
7,614,202円及び額未定
（内訳）
本税等　　7,175,532円
更生手続開始決定日の前日までの延滞金等　　438,670円
更生手続開始決定日から完納に至るまでの延滞金等　　額未定
別表11
債権者数　12名
２　権利の変更及び納付方法
更生手続開始決定の日から１年を経過する日（その日までに更生計画認可決定があったときは、その決定の日）までの間に生ずる延滞税、利子税又は延滞金、及び更生計画認可決定日から完納に至るまでの延滞税、利子税又は延滞金の全額につき、更生計画認可決定確定の日の翌日に免除を受ける。
別表11記載の債権者に対しては、前記免除後の金額を、更生計画認可決定確定後３ヶ月を経過する日までに、一括して納付する。
第２　労働債権
優先的更生債権に該当する労働債権は存在しない。